

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から行政監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月20日

徳島県監査委員 西 正 二
 同 川 村 廣 道
 同 原 孝 仁
 同 元 木 章 生
 同 岩 丸 正 史

監査結果の公表年月日		平成23年2月18日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(3) 自動車保管場所の貸付料徴収について	<p><企業局総務課> 職員住宅の敷地内に入居者のための駐車場が確保されているにもかかわらず，様々な理由により貸付料を徴収していないものがあった。これらについては，他の職員住宅との均衡を欠くこととなっているため，それぞれの規定に基づく自動車の保管場所に指定し，適切な負担がなされるように検討されたい。</p>	<p>平成25年1月から企業局公舎管理規程に基づき，阿南公舎の自動車保管場所使用料の徴収を開始した。</p>
	<p><県警本部会計課> 警察の職員住宅において駐車場が確保されているにもかかわらず，公舎管理規則の趣旨のとおり取扱いがなされていないものがあった。勤務の特殊性を考慮した趣旨があるとしても，合理的な理由が必要である。 適切な対応を検討されたい。</p>	<p>県警察が管理する職員公舎について，平成25年1月1日から公舎管理規則に基づき，駐車場貸付料を徴収することとした。</p>